○ 室蘭市水道事業条例中一部改正の件について

１．条例改正の理由

水道法の一部改正に伴い、規定の整備をするもの

２．条例改正の概要

水道の整備又は管理に関する事務のうち、水質又は衛生に関する事務については厚生労働省から環境省に、その他の事務については厚生労働省から国土交通省に移管されることに伴い、規定の整備を行う。

３．施行期日

令和６年４月１日から施行する。

４．新旧対照表

（昭和３５年条例第３５号）

改　　正　　後	改　　正　　前
（給水装置の新設等の申込み） 第９条　給水装置を新設、改造、修繕（法第１６条の２第３項の国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更（以下「軽微な変更」という。）を除く。）又は撤去をしようとする者は、管理者の定めるところにより、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。 ２　（略） （給水装置の基準違反に対する措置） 第４３条　（略） ２　管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第１６条の２第３項の国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。 第４７条の４　法第１９条第３項の条例で定める資格は、次のとおりとする。 （１）～（５）　（略） （６）　国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者	（給水装置の新設等の申込み） 第９条　給水装置を新設、改造、修繕（法第１６条の２第３項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更（以下「軽微な変更」という。）を除く。）又は撤去をしようとする者は、管理者の定めるところにより、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。 ２　（略） （給水装置の基準違反に対する措置） 第４３条　（略） ２　管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第１６条の２第３項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。 第４７条の４　法第１９条第３項の条例で定める資格は、次のとおりとする。 （１）～（５）　（略） （６）　厚生労働大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者